

平成 27 年 9 月 1 日

沖縄広告株式会社

平成 27 年度「宜野湾トロピカルビーチ賑わい創出事業」

トロパ 2015 出展のご案内

催事目的：本事業は、本市の観光資源であるトロピカルビーチのサンセットロケーションを活用して、
ビーチサイドでミュージックイベント等を開催する事により、市民の憩いの場や観光客の賑いを
創出することを目的とする。

主催：宜野湾市役所 市民経済部 観光農水課

日程：2015 年 9 月 26 日（土）27 日（日）12:00～21:00

会場：トロピカルビーチ（ビーチエリア及び芝生エリア）

内容：夏ライブ／18:00～21:00 ※ビーチ特設ステージ

県内人気アーティストによる音楽ライブ及びレーザー & 炎のスペシャルプログラム

海遊び／10:00～17:00 ※ビーチ

シーカヤック体験・スタンドアップパドル体験を行う ※参加費徴収

ビーチごはん／12:00～21:00 ※芝生エリア

宜野湾市内の飲食店にご出展いただいたのグルメエリアを設置。

トロパ特別企画『ビーチごはん王決定戦』を行い、イベント期間中の盛り上げはもちろん
イベント後の市内飲食店の今後の P R につながることを目的に実施する。

集客目標：4800 人 ※昨年実績／4703 名

※2013 年 9 月の土日のトロピカルビーチ利用客数は平均 1100 名／1 日

【ビーチごはん／芝生エリアの出展のご案内】

上記趣旨を踏まえ、トロパ 2015 芝生エリアにおける飲食コーナーの出展に際しての募集を行います。
内容をご確認の上ご検討のほどよろしく申し上げます。

出展資格：原則として宜野湾市内にて飲食業を営んでいる者とする。

出展基準：

- ①法令等により許認可を必要とする業種の場合は、その許認可を受けているものであること。
- ②公序良俗に反しないものであること。
- ③暴力団構成員並びに暴力団準構成員が運営、もしくは販売者として従事させる場合の申込は受け付けません。

出展料：出店料は、原則として1店当たり2間×2間（3.6m×3.6m）のスペースを基準とし、2日間で次のとおりとする。

■出展料：10,000円（税込）

（但し、出展料には次のものが含まれます。スペース／3.6m×3.6m 電気 1500W、15A）

※火災保険は事務局にてまとめて加入いたします。

出展条件：トロパ2015を盛り上げ、今後のPRにつなげるように以下を出展の条件とします。

- ①宜野湾市内で飲食店運営をしている
- ②オリジナルメニュー「ビーチごはん」の提供が可能である。

※ビーチごはんは、「串」を使用しておらず、金額1,000円以内のビーチにあったオリジナルメニューのことを指します。

出展メリット：

- ① 今後の店舗への集客につながるよう、店舗情報を記載したパンフレットを『トロパ2015』当日会場にてお配りします。（2日間）
- ② 『トロパ2015』facebookにて事前に出展者様のご紹介をいたします。
- ③ 当日の芝生エリアステージにて、来場者へ向けて店舗紹介のPRタイムを設けます。
※先着2店舗は、9/26（土）RBCiRadio お出かけ放送内にて店舗PRタイムあり。

出展場所の決定：出展場所は出展社向け事前オリエンテーションにてくじ引き抽選いたします。

※オリエンテーションの日時、場所等詳細は、出展者様へ直接ご連絡いたします。

申込締切：2015年9月4日（金）17：00まで

沖縄広告株式会社へ提出書類をFAXにてお送りください。（FAX）098-860-4455

提出書類：出展申し込み書及び簡易営業許可証

簡易営業許可申請についての問合せ先

中部福祉保健所 生活衛生班 食品係

住所 沖縄市美里1-6-28 ☎938-9787

商品の搬入出について：

搬入：2015年9月25日（金）13：00～21：00

撤去：2015年9月27日（日）23：00まで ※ブースからの搬出は21：00以降

出展業者の駐車等：出店業者は、登録した車輛を事務局より指定する駐車場へ駐車して下さい。

出展業者の遵守すべき事項：

- ①出店業者は、指定された場所を他人に転貸し、又は目的外に使用してはならない。
- ②出店業者は、指定された場所以外で商行為を行ってはならない。
- ③出店業者は、申込み以外の物品等を新たに取扱う場合は、事務局の承認を得ること。

- ④出店事業者は、未成年者へのビールなど酒類の販売をしてはならない。また、その旨の看板を必ず掲示すること。
- ⑤簡易営業許可証ならびに出店許可証を必ずテント内に掲示すること。
- ⑥衛生管理
- ・各自ゴミ箱を設置し、店舗周辺の清掃を責任をもって行うこと。なお、イベント会場全体の清掃についても協力し、チリ等は必ず指定された場所に集めること。
 - ・飲食出店業者は、常に清潔を保ち、衛生面に留意すること。
 - ・出店業者は、廃油等については持ち帰りをお願いします。（ゴミの分別を行うこと）
- ⑦出店業者は、盗難及び危険防止等のために営業に伴う管理を十分に行うこと。
盗難等が発生した場合は、直ちに宜野湾警察署及び事務局へ連絡すること。
- ⑧出店業者は、見やすい場所に商号を掲示すること。
- ⑨出店業者は、できるだけすべての商品に販売価格を表示すること。
- ⑩全ての出店業者は、テント内に必ずブルーシート等を敷くこと。
- ⑪会場内で鉄板等は洗わないこと。また、間違えて芝生に油をこぼした場合は、砂等で広がらないように処置すること。
- ⑫出店業者は、周辺植樹・花木・芝生等に汚水等をかけたり、または枝を折ったり伐採してはならない。
- ⑬イベント会場内での木炭・練炭、カセットコンロの使用及びビン類の販売は禁止する。
- ⑭出店業者は、レーザー & 炎のスペシャルプログラムの際には照明ダウンすること。
- ⑮出店業者は、営業従事者に対し、この要領を熟知させ遵守させること。
- ⑯発電機や備品の追加等についてご希望される出展者は、別途お見積りしますので事務局までご連絡ください。
- ⑰条例改正や被害拡大防止の観点から、全店舗消火器を設置すること。
- ⑱出店により生じた第三者への損失補償に備え、賠償責任保険等に加入すること。なお、保険事故等が発生した場合には速やかに運営委員会に報告すること。

免責：万一盗難及び食中毒等不測の事態が生じた場合及び不慮の事故等についても事務局は一切の責任を負わない。

営業停止等：事務局は、出店業者がこの要領に反する行為(名義借り及びもぐり等を含む。)を行った場合は、その業者に対して営業停止を命ずることができる。

その他：①この要領に規定されていない事項については、事務局の指示に従うこと。

②この要領の変更については、事務局において決定するものとする。

お問い合わせ：沖縄広告株式会社 担当/比嘉・竹下

電話/098-860-0055 FAX/098-860-4455

Email/higa@okikou.co.jp